

コンプライアンス事件簿『インサイダー取引編』

改訂表

2025 年 6 月 20 日

ハイテクノロジーコミュニケーションズ株式会社

第 2 版(2020 年 10 月発行)までの冊子をお持ちの方は、以下の箇所が変更となります。

ページ	該当箇所	旧版	新版(改訂箇所)
2～13	本文全体		表記統一、助詞や語順の見直し、補訂を行いました。
6	このように処罰されます	インサイダー取引規制違反の法定刑は、5年以下の懲役か 500 万円以下の罰金かその両方です。過去の例では、懲役と罰金の両方が科せられることが多くなっています。	インサイダー取引規制違反の法定刑は、5年以下の拘禁刑 ※か 500 万円以下の罰金かその両方です。過去の例では、拘禁刑(懲役)と罰金の両方が科せられることが多くなっています。
6	このように処罰されます	インサイダー取引で得た財産は、原則としてすべて没収されます。没収されるのは「利益」だけではありません。	インサイダー取引で得た財産は、原則としてすべて没収または追徴されます。没収または追徴されるのは「利益」だけではありません。
6	このように処罰されます	なお、刑罰とは異なりますが、行政処分として金融庁から課徴金納付命令が出されることもあります。	なお、刑事罰とは異なりますが、行政処分として金融庁から課徴金納付命令が出されることもあります。
6	このように処罰されます	追記	※2025 年 5 月 31 日以前は懲役。2025 年 6 月 1 日から改正刑法に基づき懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設。
7	実際の摘発	また、これまでに個人が課された課徴金の最高額は、2,079 万円です。これは、ある上場会社の社員が、業績の下方修正	また、過去には 1 億 9,625 万円の課徴金が個人に課された事例があります。これは、ある投資会社の香港在住の役員が 2 社

		を行うことを知って、その公表前に持っていた自社株を売るというインサイダー取引を行ったものです。この社員も、課徴金を課されたうえに、会社を懲戒解雇されました。	間の業務提携にかかわり、この事実の公表前に約 7,000 万円を株式を購入したというものです。海外居住者であっても、違反行為は発見され、処罰されます。
7	統計から見るインサイダー取引	課徴金制度が導入された 2005 年度以降、インサイダー取引規制違反で課徴金勧告が行われた件数は、平均で年 22 件となっています。また、課徴金の平均額は 200 万円を超えています。	課徴金制度が導入された 2005 年度から 2023 年度まで、インサイダー取引規制違反で課徴金勧告が行われた件数は、平均で年 19.5 件となっています。また、課徴金の平均額は 270 万円を超えています。
7	統計から見るインサイダー取引	インサイダー取引を行った人の内訳は、役員、社員や取引先の社員などの「会社関係者等」が 42.6%、会社関係者等から情報を聞いた「第一次情報受領者」が 57.4% と、情報を聞いてインサイダー取引を行った人の割合が 6 割近くになっています。	インサイダー取引を行った人の内訳は、役員、社員や取引先の社員などの「会社関係者等」が 43.0%、会社関係者等から情報を聞いた「第一次情報受領者」が 57.0%と、情報を聞いてインサイダー取引を行った人の割合が 6 割近くになっています。
11	Q .重要事実を知ったが、自分では取引せずに友人に取引をすすめた。これもインサイダー取引になる？	自身が知った重要事実を利用して他人に株取引などをすすめる行為も、「取引推奨行為」として規制されています。2013 年の金融商品取引法の改正で、新たに規制対象となりました。取引推奨に当たるかどうかは実質的に判断されますので、はっきりとした言葉ですすめていなくても、取引推奨になる可能性があります。	自身が知った重要事実を利用して他人に株取引などをすすめる行為も、「取引推奨行為」として金融商品取引法でインサイダー取引と同様に規制されています。取引推奨に当たるかどうかは実質的に判断されますので、はっきりとした言葉ですすめていなくても、取引推奨行為として課徴金の納付命令や刑事罰を受ける可能性があります。
12	重要事実を友人に漏らすと…	ある日、学生時代に親しくしていた A さんから、インスタントメッセージで連絡がありました。	ある日、学生時代に親しくしていた A さんから、メッセージアプリで連絡がありました。

12	重要事実を友人に漏らすと…	投稿はすでに削除されましたが拡散は止まらず、ネット掲示板では「〇〇社株、今が買いか!？」などと騒がれています。	Aさんの投稿はすでに削除されていたものの拡散は止まらず、複数のSNSで「〇〇社株、今が買いか!？」などと騒がれています。
14	重要事実を知ったら、公表されるまでは株取引などはしない	誰にも話さないだけでなく、もちろん自分自身も公表までは株の取引などはしてはいけません。	誰にも話さないだけでなく、もちろん自分自身も重要事実の公表までは株の取引などをしてはいけません。
15	～厳しく罰せられます～	課徴金、刑事罰(懲役・罰金)	課徴金、刑事罰(拘禁刑・罰金)